

# 令和7年度 第2回 保倉区地域協議会

## 次 第

日時：令和7年6月24日（火）午後6時～

会場：保倉地区公民館 研修室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### 【報告事項】

- ・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

#### 【自主的な審議】

- ・健康福祉関係者の皆さんとの懇談会 振り返り

### 4 その他

- ・次回地域協議会

令和7年 月 日（ ）午後6時～ 保倉地区公民館

### 5 閉 会

# 農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

---

令和7年6月

上越市農林水産部(農政課)

# 1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

## 当市における地域計画の概要

### (1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

### (2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

### (3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況・・・市ホームページで公表
- ・地域計画の公表・・・令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

## 2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）

高士区 谷浜・桑取区  
柿崎区 吉川区 名立区

～令和6年度上期（令和6年8月末）

金谷区 春日区 三郷区  
和田区 大島区 牧区 大潟区

～令和6年度下期（令和6年12月末）

新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区  
浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

### （主な意見・課題）

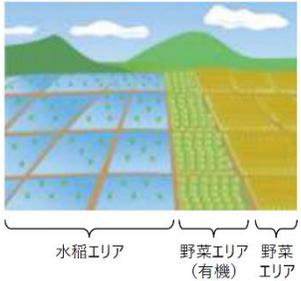
- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代にはほ場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

# 3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

## 地域計画の変更が必要なケース

<b>農業上の利用</b> <small>(事後の変更可)</small>	<b>地域の農業の将来の在り方等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更</li> <li>区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更</li> </ul> <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	<p>農地の集約化</p> 
	<b>農業を担う者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け</li> </ul> <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	<b>農業用施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け</li> </ul>	
	<b>軽微な変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更</li> <li>実質的な変更を伴わない変更</li> </ul> <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	
<b>農業外の利用</b> <small>(事前の変更要)</small>	<b>農地の転用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地や農家住宅等に供するための転用</li> </ul> <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	保倉区 (下名柄、下五貫野、上五貫野、下吉野、上吉野、岡沢、青野、石川、五野井、上名柄、長岡新田、長岡、小泉、駒林、下百々)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	648 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	648 ha
② 田の面積	613 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	35 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、保倉川と桑曾根川を有する農業地帯であり、水稻を中心に枝豆、キャベツ等を組み合わせた営農を展開している。地域内のうち、平成16年度から平成20年度にかけて、保倉中部地区、保倉西部第1地区、上江保倉地区において、基盤整備事業を完了しており、現在、青野地区において面工事が実施中である。地域では、農業者の高齢化が進み、農業従事者数も減少しているものの、基盤整備事業をはじめ、中心的な経営体への農地集積に取り組むことで、農地面積を維持してきた。  
 今後については、中心的な経営体においても、後継者不足という課題がある。また、集落全体が高齢化する中で、農道、水路等の農業用施設をいかに維持するか、草刈り等の中間管理作業をいかにやっていくか、あるいは基盤整備事業が未実施の農地をいかに維持するかなどの課題がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を中心に、大豆、キャベツ等を組み合わせた複合型営農に取り組む農業者が多い。また、地区内にはトマト、きゅうり、なす(「越の丸ナス」や「上越丸えんびつナス」など上越野菜を含む)などの園芸品目を大規模に展開する農業者もいる。今後も水稻をメインとしながら、園芸も組み合わせ、農地保全と農業所得の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者等の中心的な経営体に集積を図るが、地域と経営体間で情報共有しながら、経営体にとって効率的な農作業が可能となるような農地利用を行う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	79.8	%	将来の目標とする集積率
			90.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理事業を活用し、農業者同士の農地交換等を検討し、農地の集約化、農作業の効率化に取り組む。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
離農者が出た場合には、農業委員会等に相談し、地域内で効率的な農地利用が図られるよう、利用調整を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
離農者が出た場合には、耕作放棄地が発生しないよう、農地中間管理機構を通じた利用権設定により、担い手へ農地を貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組
平成16年度に保倉中部地区及び保倉西部第1地区、平成20年度に上江保倉地区の基盤整備が完了しているほか、現在、青野地区で面工事が実施中である。一部に基盤整備未実施の農地があり、今後検討の必要がある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
中心的な経営体が営農を継続できるよう、地域としても後継者の確保・育成に協力する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除など、委託による効率化が可能な作業であれば、地域内外の事業者への作業委託も視野に入れる。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②有機農業に積極的な農業者が多いため、今後も取組を継続し、生産物の高付加価値化を図る。
- ③ドローンによる防除作業や、自動操舵トラクターなど、スマート農業技術を積極的に導入しており、今後も拡大を図る。
- ⑦多面的機能支払制度を活用し、農道や水路など農業用施設の保全管理に取り組む。
- ⑩引き続き、水稻+園芸の複合型営農により、農地保全と農業所得の向上を図る。
- ⑩担い手による持続的な営農、農地保全のため、地代の統一化について検討する必要がある。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

保倉区

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農	水稲	8.3 ha	0.3 ha	水稲	8.3 ha	0.3 ha	AO	
2	認農	水稲	51.2 ha	0.0 ha	水稲	51.2 ha	0.0 ha	AN	
3	認農	水稲+園芸	18.4 ha	1.0 ha	水稲+園芸	18.4 ha	1.0 ha	AM	
4	認農	水稲	57.7 ha	0.2 ha	水稲	57.7 ha	0.2 ha	AP	
5	認農	水稲+園芸	26.7 ha	0.0 ha	水稲+園芸	26.7 ha	0.0 ha	AL	
6	認農	水稲	10.1 ha	0.0 ha	水稲	10.1 ha	0.0 ha	X	
7	認農	水稲	8.7 ha	0.0 ha	水稲	8.7 ha	0.0 ha	A	
8	認農	水稲+園芸	32.5 ha	0.0 ha	水稲+園芸	32.5 ha	0.0 ha	M	
9	認農	水稲	22.0 ha	0.0 ha	水稲	22.0 ha	0.0 ha	Q	
10	認農	水稲	11.7 ha	0.0 ha	水稲	11.7 ha	0.0 ha	Y	
11	認農	水稲	47.5 ha	0.0 ha	水稲	47.5 ha	0.0 ha	I	
12	認農	水稲	19.1 ha	0.0 ha	水稲	19.1 ha	0.0 ha	H	
13	認農	水稲	4.0 ha	0.0 ha	水稲	4.0 ha	0.0 ha	K	
14	認農	水稲	7.8 ha	0.0 ha	水稲	7.8 ha	0.0 ha	AC	
15	認農	水稲	3.0 ha	0.0 ha	水稲	3.0 ha	0.0 ha	AE	
16	認農	水稲	0.1 ha	0.0 ha	水稲	0.1 ha	0.0 ha	AD	
17	認農	水稲	15.6 ha	0.0 ha	水稲	15.6 ha	0.0 ha	B	
18	認農	水稲	3.3 ha	0.0 ha	水稲	3.3 ha	0.0 ha	AJ	
19	認農	水稲	5.7 ha	0.0 ha	水稲	5.7 ha	0.0 ha	AF	
20	認農	園芸	0.4 ha	0.0 ha	園芸	0.4 ha	0.0 ha	S	
21	認農	水稲	1.1 ha	0.0 ha	水稲	1.1 ha	0.0 ha	V	
22	認農	水稲+園芸	9.4 ha	0.0 ha	水稲+園芸	9.4 ha	0.0 ha	W	
23	認農	水稲	2.1 ha	0.0 ha	水稲	2.1 ha	0.0 ha	Z	
24	利用者	水稲	2.0 ha	0.0 ha	水稲	2.0 ha	0.0 ha	AA	
25	認農	水稲	12.0 ha	0.0 ha	水稲	12.0 ha	0.0 ha	N	
26	利用者	水稲	0.1 ha	0.0 ha	水稲	0.1 ha	0.0 ha	その他	
27	認農	水稲	4.6 ha	0.0 ha	水稲	4.6 ha	0.0 ha	U	
28	認農	園芸	9.2 ha	0.0 ha	園芸	9.2 ha	0.0 ha	L	
29	認就	水稲	0.3 ha	0.0 ha	水稲	0.3 ha	0.0 ha	AH	
30	認農	水稲	5.7 ha	0.0 ha	水稲	5.7 ha	0.0 ha	AK	
31	認農	水稲	3.9 ha	0.0 ha	水稲	3.9 ha	0.0 ha	C	
32	認農	水稲	6.5 ha	0.0 ha	水稲	6.5 ha	0.0 ha	R	
33	認農	水稲	0.1 ha	0.0 ha	水稲	0.1 ha	0.0 ha	J	
34	認農	水稲	11.5 ha	0.0 ha	水稲	11.5 ha	0.0 ha	F	
35	認農	水稲+園芸	10.8 ha	0.0 ha	水稲+園芸	10.8 ha	0.0 ha	D	
36	認農	水稲+園芸	0.9 ha	0.0 ha	水稲+園芸	0.9 ha	0.0 ha	E	
37	認農	水稲	6.0 ha	0.0 ha	水稲	6.0 ha	0.0 ha	AG	
38	認農	水稲	13.7 ha	0.0 ha	水稲	13.7 ha	0.0 ha	O	
39	利用者	水稲	16.5 ha	0.1 ha	水稲	16.5 ha	0.1 ha	P	
40	認農	水稲	33.5 ha	0.0 ha	水稲	33.5 ha	0.0 ha	G	
41	認農	水稲	7.8 ha	0.0 ha	水稲	7.8 ha	0.0 ha	AI	
42	利用者	水稲	4.3 ha	0.0 ha	水稲	4.3 ha	0.0 ha	その他	
計			515.6 ha	1.6 ha		515.6 ha	1.6 ha		



# 保倉区 地域協議会だより



発行：保倉区地域協議会

保倉区の豊かな自然、盛んな農業、地理的優位性と  
地域の伝統文化をいかして、  
誰にとっても暮らしやすく、人々が集う、まちづくりを推進します。

(令和5年11月2日作成 「地域活性化の方向性」 キャッチフレーズ)

## 保倉の行事に行ってみよう！



▲参加賞の「千両箱」は保倉小学校後援会の提供。中身は参加者が知っています！

## ★ほくらスポーツフェスティバル 5月24日(土)

～地域種目、幼児種目が実施されました～

保倉地区ではコロナ以降、地区の体育祭やバレーボール大会等の行事が中止となり、地域の皆さんが顔を合わせる機会が減っています。地域協議会では地域の安全・安心の基本は、地域コミュニティであるとの考えから、地域の一体感を感じられるような取組ができないか検討し、子育て世代の皆さんの意見（12月懇談会）も参考に、小学校に協力を依頼してきました。

地域の思いが重なり、今年のほくらスポーツフェスティバルでは地域の方々や保護者、小さなお子様が参加する種目の実施に至りました。「久しぶりに賑やかでいいね！」「保倉地区にこれだけの幼児がいるんだ！」との声も。大人が地域行事を楽しむ姿は、小学生の「大人になったら参加したい」という気持ちを育てたのではないのでしょうか。来年の開催も楽しみです。

### ★早朝ラジオ体操

8月3日(日)

保倉地区公民館グラウンド集合！

時間等の詳細な情報は後日、回覧板でお知らせ予定です。



### ★「保倉歩こう会

～楽しく歩こう、保倉を知ろう～

10月11日(土)初開催!!

保倉の住民同士、楽しく語り合いながら歩き、地域のお宝を巡る(地域を知る)イベントを計画中です。子どもも大人も、歩けない人も楽しめるよう工夫します。今回は小学校から長岡・小泉方面を歩きます。



## 健康福祉に携わる皆さんと

## 地域協議会委員で懇談をしました

地域協議会では、地域活性化や地域課題についての話し合いを進めるにあたり、地域の声を聞くことに取り組んでいます。5月29日保倉地区公民館で、健康福祉に携わる皆さん（民生委員、食生活推員、運動普及員ほか）9名と町内会長を交え懇談しました。聞かせていただいたご意見は今後の地域協議会で活かしていきます。参加された皆さん、ご協力ありがとうございました。



### ～主な意見のご紹介～

▲4班に分かれ、日頃感じていることを話しました

### ★地域の一体感を高める取組について

- ・地域に関わらないと、どんな人が住んでいるかも分からない。顔の見える関係で、隣近所や同じ町内で遠慮せずに助け合える関係を築いていきたい。
- ・集まることで情報交換の場になり、交流が深まる。保倉地区の人が参加できるイベントを定着させ、引き継いでいくことが必要。参加できなくても、皆が知っていることが大切。口コミ、近所で声を掛け合いたい。町内ごとに車に乗り合わせ、地区公民館等に来る方法も一つ。
- ・「子どもが参加する」ことが家族の参加につながる。子どもが喜ぶことをやってみる。
- ・外孫が来て楽しめるものがあると、子どもが集い活気が出る。幅広い世代でみんなでやる体験、楽しさを経験することが、また参加したい意欲となり、地域に関わる人が増えるのではないかな。

### ★地域で課題・心配に感じていること

- ・一人世帯が増えている。何かいつもと違うと感じたら、民生委員や町内会長に知らせてほしい。高齢者に限らず、誰が誰を見守るか、体制作りが必要ではないか。
- ・怪しい金品の買い取り業者や不審者が出没している。一度家に上げるとなかなか帰らず、困ったという経験をした方もいる。注意喚起していきたい。



## ■ 地域の活動紹介

～「地域独自の予算事業」を活用した取組～

### ★青野芸能保存会

☆スマホで読み取り

市文化行政課  
「地域の宝」HPに  
青野「剣の舞」の  
情報が公開されています



青野地区に昭和初期に導入されたと伝えられる「剣の舞」を復活させるため、平成29年に保存会を結成。和太鼓と篠笛、唄に合わせて、右手に剣、左手に鈴を持って4人一組で踊る勇壮な舞です。保倉小学校の児童にも舞を伝承しています。令和6年度はプロ撮影によるDVDを制作しました。みなさんも貴重な舞を視聴しませんか？

※DVD視聴希望の方は北部まちづくりセンター(☎531-1337)までご連絡ください。



▲上越まるごと文化祭2024プレミアムパフォーマンス、上越文化会館の大ホールで舞う (R6年10月)



▲ほくら学習発表会、小学3年生が舞を披露 (R6年10月)



▲「地域の宝」のつどい活動発表  
高田城址公園オーレンプラザ (R6年11月)

## ■ 地域協議会委員の紹介

地域協議会は、地域に暮らす住民の皆さんが委員となって、地域の課題解決や活性化に向けた議論・検討や地域内の連携を促す役割を担う協議会で、上越市内全28の地域自治区ごとに設置しています。保倉区地域協議会委員の定員は12名です。

地域の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会長 神村 大輔 (岡沢)  
佐藤 司 (上青野)  
高島 和栄 (石川)  
中島 功 (小泉)  
羽山 勇 (下百々)  
平井 宏雄 (長岡)

副会長 白田 修 (上名柄)  
藤田 一彦 (下吉野)  
巻内 勉 (下名柄)  
丸山 孝夫 (五野井)  
八木 隆 (下青野)  
渡邊 巧 (下五貫野)

## 「地域独自の予算事業」を活用する 取組を募集しています

「地域独自の予算事業」は市の補助制度(※)で、「もっとこうして地域を良くしたい!」という思いで地域で行われる取組を応援するものです。令和8年4月以降に実施する取組について募集しています。まずは北部まちづくりセンターへご連絡ください。 ※地域の団体等からの提案を市が実施する場合があります

### ★補助対象となる取組

- ①地域資源を活用し、新たな収入源や雇用等につながる取組  
例：特産品開発、販売促進、来訪者増につながるもの など
- ②地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組  
例：生活支援、郷土愛の育成、人材育成 など



▲「保倉地区環境美化事業」(保倉まちづくり振興会)  
17町内会で花を植える美化活動。6月8日小泉町内会  
は子どもも大人も協力して花苗を植えました

### ★提案者・提案期限・補助率の上限

提案者	取組提案の区分	提案期限	補助率の上限
地域の団体 〔2人以上で 市の区域内で活動 する法人・団体〕	「地域独自の予算事業」を令和8年度初めて活用する取組	令和7年 8月末	7割
	「地域独自の予算事業」を令和5-7年度に新規で活用した取組	令和7年 9月末	
	「地域活動支援事業」を令和元年-4年度の間に活用した取組		9割

様式などはこちらから。  
北部まちづくりセンターでは取組内容や申請資料について一緒に考えます。

☆パソコンからアクセス

上越市ホームページ>組織で探す>地域政策課>「地域独自の予算事業」の概要

☆スマホで読み取り



## 地域協議会を傍聴してみませんか？

地域協議会の会議はどなたでも傍聴していただけます。どうぞ、お気軽にお越しください。

詳しくはこちらから。

☆パソコンからアクセス

上越市ホームページ>  
組織で探す>

北部まちづくりセンター>

地域協議会の活動状況(保倉区)

☆スマホで読み取り



▲地域協議会の活動状況  
(保倉区)

### 【保倉区地域協議会】

会場：保倉地区公民館  
1階 研修室

時刻：午後6時～

### 【保倉区地域協議会事務局】

上越市地域政策課

北部まちづくりセンター

所在地：上越市中央1丁目16番1号  
(レインボーセンター2階)

電話：025-531-1337

FAX：025-531-1338

E-mail：hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

